

確定申告はお済みですか？

所得税は、自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。申告書を書くときは、「所得税の確定申告の手引き」等を参考にしてください。「確定申告の手引き」に示されている説明に基づいて記入していくと所得や税額に計算が簡単にできるようになっていきますので、ご自分で書いて郵送などでお早め！

正しい申告を！

申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならぬこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

還付申告ができる方

確定申告をする必要のない給与所得者の方でも、高額な医療費を払った場合や住宅等取得などし、新しく住宅ローンを借り入れたときなどは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

「確定申告」が必要な方

平成十六年分の所得税の確定申告をしなければならぬのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方、給与所

パソコンで申告書が作成できます

国税庁のホームページでは、「所得税の確定申告書作成コーナー」を設置しています。これは、インターネットに接続したパソコンで申告書を作成し、カラープリンタで印刷すれば、そのまま税務署に提出できるという便利なコーナーです。どうぞご利用ください。

確定申告がインターネットで作成できます!!



<http://www.nta.go.jp/>

平成16年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付

所得税・住民税
3月15日(火)まで
消費税
3月31日(木)まで

納税は期限内に、振替納税のご利用を！

所得税の納期限は、申告期限と同じ三月十五日(火)です。納期限までに納付書を添えて、最寄りの金融機関または税務署で納税を済ませましょう。

所得税の納税方法として「振替納税制度」があります。金融機関の預貯金口座から自動的に国庫に振替することによって納税するもので、簡単な手続で利用できます。新たに振替納税を利用するには、申告期限である三月十五日までに預貯金先の金融機関か所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出することが必要です。
* 振替納税をご利用の方の振替日は、四月十九日(火)です。

軽自動車 廃車・所有権移転など申告はお早めに

バイク、軽自動車、トラクターなどを取得したり、譲渡・廃車した場合は申告が必要です。軽自動車税は毎年4月1日現在のバイク、軽自動車などの所有者に課税されます。すでに廃車や譲渡をしても4月1日までに申告をしないと平成17年度の軽自動車税を納めてもらうことになりますので、まだ申告をしていない方は早めに手続きをお願いします。詳しい内容や申告時に必要な持ち物などについてはお問い合わせください。
■問い合わせ先 小須戸町役場 税務課 資産税係 ☎38-3111 (内線140)

ゆめあり通信

平成十七年四月から

国民年金保険料は引上げとなります

国民年金保険料を平成十七年度から毎年度二八〇円ずつ引上げ、平成二十九年以降は、一六、九〇〇円(平成十六年度価格)で固定されます。

○現行保険料(平成十六年度)

一三、三〇〇円が
一三、五八〇円になります。

平成十七年四月から平成二十七年六月まで
若者の保険料納付猶予制度

本人の所得が少なくても世帯主の所得が多いと保険料免除にはなりません。

卒業おめでとう



新潟県国民年金マスコットゆめありくん(夢ありくん)

今回の改正により、二十歳台の若者については本人と配偶者の所得で判断する仕組みができました。

対象

二十歳から二十九歳の国民年金第一号被保険者期間(全額免除、半額免除、学生の期間を除く)
■猶予を受けた期間の扱い

・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが年金額には反映されない。
・未納期間とは違い、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入される。
・十年以内に追納すれば、老齢基礎年金額に反映される。

平成十七年四月から六十歳台前半の在職老齢年金の一律「二割支給停止」の廃止

六十歳から六十四歳までで在職中の場合、一律に老齢厚生年金の二割を支給停止し、さらに賃金に応じて年金額が調整されていきました。

改正後は、この二割支給停止が廃止されます。

これにより、年金額(月額)と賃金の合計が二十八万円以下の場合、年金は全額受けられるようになります。

* ここでの賃金とは、毎月の給料(標準報酬月額)と、直近一年間に受けたボーナス等(標準賞与額)の総額を十二で割った額との合計(総報酬月額相当額)をいいます。
* 年金額に加給年金額は含まれません。

保険料の納付は便利な口座振替で！

国民年金では、保険料の納付の手間を省き、納め忘れがないように、便利な口座振替による納付が利用できます。

口座振替の手続きは、基礎年金番号の分かるもの、通帳、銀行届出印をお持ちの上、金融機関又は社会保険事務所で手続きができます。

口座振替がますますお得に！

① 口座振替で一年度分の保険料を前納していただくと年間の保険料から三、四二〇円(予定)が割引となります。(平成十七年度から)

平成十七年度の一年前納(口座振替)につきましては、平成十七年三月中に申し込みいただく必要がありますので、お早めに申し込みください。

* すでに口座振替で前納されている方は、届出は不要です。
② 口座振替により当月引き落としにする保険料が所得(早割)になります。(平成十七年四月から) 申し込みいただくと、初回に、割引のない保険料と四〇円割引された保険料の二カ月分の保険料の口座振替を行います。その後は毎月の保険料が四〇円割引になります。

■お問い合わせは、新潟東社会保険事務所までお願いいたします。

新潟市新光町一十六
新潟東社会保険事務所
国民年金課

☎〇二五―二八三―一〇一六

国民年金保険料(平成16年度価格)

現行	13,300円
平成17年度	13,580円
平成18年度	13,860円
平成19年度	14,140円
平成20年度	14,420円
平成21年度	14,700円
平成22年度	14,980円
平成23年度	15,260円
平成24年度	15,540円
平成25年度	15,820円
平成26年度	16,100円
平成27年度	16,380円
平成28年度	16,660円
平成29年度以降	16,900円

* 「平成16年度価格」とは、平成16年度時点の賃金水準を基準として価格表示したものです。よって実際の保険料月額額は、平成16年度以降の賃金の変動に応じて改定した額になります。